



第1章 計画策定の背景と位置づけ



- 1 那覇市の文化的背景
- 2 計画策定の背景
- 3 文化芸術施策に取り組む姿勢
- 4 計画の目的と位置づけ

第1章 計画策定の背景と位置づけ

1 那覇市の文化的背景

那覇市は、沖縄の県庁所在地として行政や産業、経済の中心となる施設が立地し、宿泊施設、飲食店などの都市機能が多く集まる一方、世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」を構成する県内 9 つの遺産のうち、琉球王国文化の中核となる「首里城跡」*をはじめ、「園比屋武御嶽石門」「玉陵」「識名園」の 4 つの文化遺産を有するなど、琉球王国の歴史と文化を伝える文化遺産も豊富な中核都市です。

琉球王国時代においては、首里を王都に那覇は商都として栄え、自然豊かな亜熱帯の海に囲まれる南西諸島最大の島、沖縄島の玄関口となり、アジア諸国との交流拠点として活気ある都市を形成しました。人、物、情報等が那覇に集積する中で、島しょ地域で育まれた文化や諸外国の異文化を吸収し、独自の風土と調和させ、世界に誇る豊かな文化芸術を創造してきました。

1950 年代には、旧那覇市と首里市、小禄村、そして真和志市が合併したことにより、琉球王国文化に加え港町や農村に根差した伝統的な地域文化も包含していきました。

沖縄戦では、10・10 空襲と地上戦により、琉球王国時代から築いてきた美しいまちなみがわずか数か月で破壊尽くされましたが、その多様かつ独自の文化芸術を基軸とした、市民による文化芸術活動が大きな原動力となり、廃墟の中から復興を推し進めてきました。米軍統治時代の欧米文化や戦後復興に伴う各地から持ち込まれた地域文化は、自発的に結成した「郷友会」を通して、出身地域の風習や伝統文化を受け継ぎ、現在の多種多様な那覇市の文化芸術が築かれてきました。

今に伝わる独自の文化芸術は、これまで市民が主体的に文化芸術を受容し、創造、発展させ、全世界に発信してきたことで、現在まで脈々と継承されており、市民生活の営み、歴史・文化・自然景観などにおいて豊かさやゆとり、美しさの感じられる、平和で豊かなまちづくりの礎となっています。

***首里城跡の世界遺産登録及び国指定史跡について**

世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」を構成する遺産のうち、「首里城跡」については、正殿跡を含む地下にある「遺構」が国指定史跡に指定されています。



首里城公園（日影台）から見た那覇のまちなみ（左：飲会門、手前：久慶門）

2 計画策定の背景

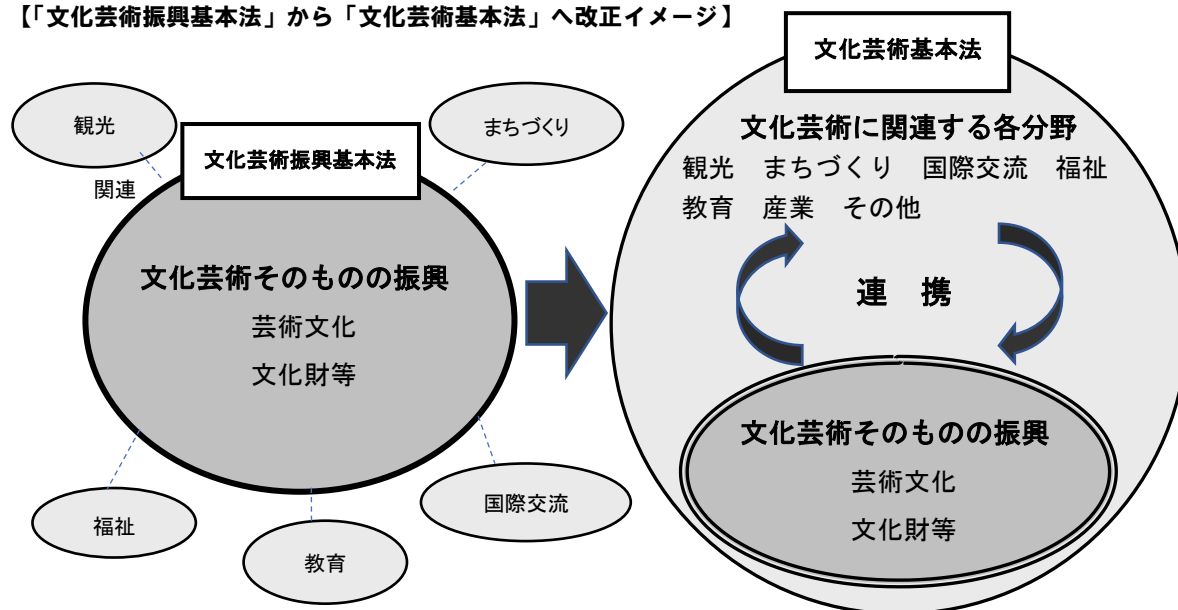
(1) 文化芸術とは

文化芸術は、人々の心のありようからその創りあげるものに至るまで、日常生活の中に溶け込んでいます。また、人々に安らぎと潤いをもたらす、創造性と表現力を高めるものとして極めて大切なものと考えています。文化芸術を通して人々が集い、語り合うことによって、互いを理解して尊重し、多様性を受け入れる心豊かな社会を形成するものとして、重要な意義を持ちます。

(2) 国の動向

国においては、2017(平成 29)年に「文化芸術振興基本法」から「文化芸術基本法」へ改正され、文化芸術そのものが持つ多様な価値*を明確にすることで、文化芸術の一層の継承、発展及び創造につなげることを目指していくことが示されました。文化芸術に関する施策にあたっては、その振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等幅広い分野との連携により、それら周辺領域への波及効果を視野に入れた総合的な施策展開や文化産業の戦略的な創出がより一層求められるものとなっています。

【「文化芸術振興基本法」から「文化芸術基本法」へ改正イメージ】



*文化芸術そのものが持つ多様な価値(平成 30 年閣議決定「文化芸術推進基本計画(第 1 期)」より抜粋)

(本質的価値)

- ・豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるもの。
- ・国際化が進展する中において、個人の自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるもの。

(社会的・経済的価値)

- ・他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するもの。
- ・新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するもの。
- ・科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するもの。
- ・文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるもの。

(3) 計画の策定にあたって

那覇市ではこれまで、1995(平成7)年度に「那覇市文化振興ビジョン」、2005(平成17)年度に「那覇市文化のまちづくりプラン」を策定し、そのなかで「歴史と文化の薫り高い美しい文化都市の実現」を理念に掲げ、理念の実現に向けて文化施策を推進してきました。

そして、2020(令和2)年3月、「那覇市文化芸術基本条例」(資料編P2 参照)を制定しました。条例には、那覇市の文化芸術に関する施策の基本理念を定め、市の責務と市民、事業者及び文化芸術に関する活動を行う者の役割を明らかにしました。また、文化芸術施策の展開にあたって、基本となる事項を定めました。そして条例の制定に伴い、「那覇市文化のまちづくりプラン」を改訂し、新たに「那覇市文化芸術基本計画」を策定します。

市民及び那覇市に集う全ての人が心豊かに過ごせる文化芸術の薫り高いまちの実現に向けて、施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



左上から 新都心・天空橋の橋台壁面のアートペイント(POW! WOW! JAPAN2019)

首里城祭「琉球王朝絵巻行列」の若衆踊り隊(国際通り)

国指定重要文化財「新垣家住宅」

右上から シンメナービーで昔ながらのムーチー作り体験をする保育所

排ガスが軽減された国際通りのトランジットモールは小さな子どもを連れた親子でにぎわう

3 文化芸術施策に取り組む姿勢

文化芸術基本法では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」と定められています。それは、世界人権宣言やユネスコ等の「文化的権利」の流れを受けると解釈され、人々のよりよい生き方や暮らしに対する支援の在り様が「文化芸術施策」に問われるものとなっています。

2011(平成 23)年に策定された「第3次文化芸術に関する基本方針」では、文化芸術に対する位置づけが大幅に変更され、「従来、社会的費用として捉えられていた文化芸術への公的支援に関する考え方を転換し、社会的必要性に基づく戦略的な投資として捉え直す」ことが示されています。その一方で、社会的・経済的な視点だけで捉えるのではなく、文化芸術活動そのものに意義と価値があることを認識し、「文化芸術施策」に取り組まなければなりません。

2015(平成 27)年 9 月に国連サミットで採択された 2030 アジェンダにおいては、2030(令和 12)年に向けた国連加盟国共通の目標として「持続可能な開発目標(SDGs*)」が定められました。そこでは「誰一人取り残さない」という基本理念の下、その達成に向け、国や企業、自治体等の全ての主体が取り組むこととされています。

那覇市においても、それらの動向を踏まえつつ、市民の「文化的権利」を基本に、文化芸術がもつ本質的な価値を強く認識するとともに、誰もが地域の中で安全安心に、豊かな生活を営めるよう、福祉、教育、まちづくり、国際交流、観光、産業等の関連分野と連携し、社会包摂(ソーシャル・インクルージョン)*機能を有する文化芸術における幅広い施策展開を進めていきます。

*SDGs(エス ディー ジーズ)

「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2015(平成 27)年 9 月の国連サミットで採択され、2030(令和 12)年までの国際目標。「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、貧困や飢餓などをはじめとした 17 のゴールを掲げ、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的(ユニバーサル)なもの。



*社会包摂(ソーシャル・インクルージョン)

- ・違いのある人々を、違いを尊重したまま受け入れる社会を目指そうという考え方(文化庁×九州大学共同研究チーム『はじめての”社会包摂×文化芸術”ハンドブック』より)
- ・貧困や職を失った人、障がいをもつ人、性的マイノリティ、複合的な困難を抱える人など、社会的に排除するのではなく、共に生きる社会づくり(第4次那覇市地域福祉計画より)

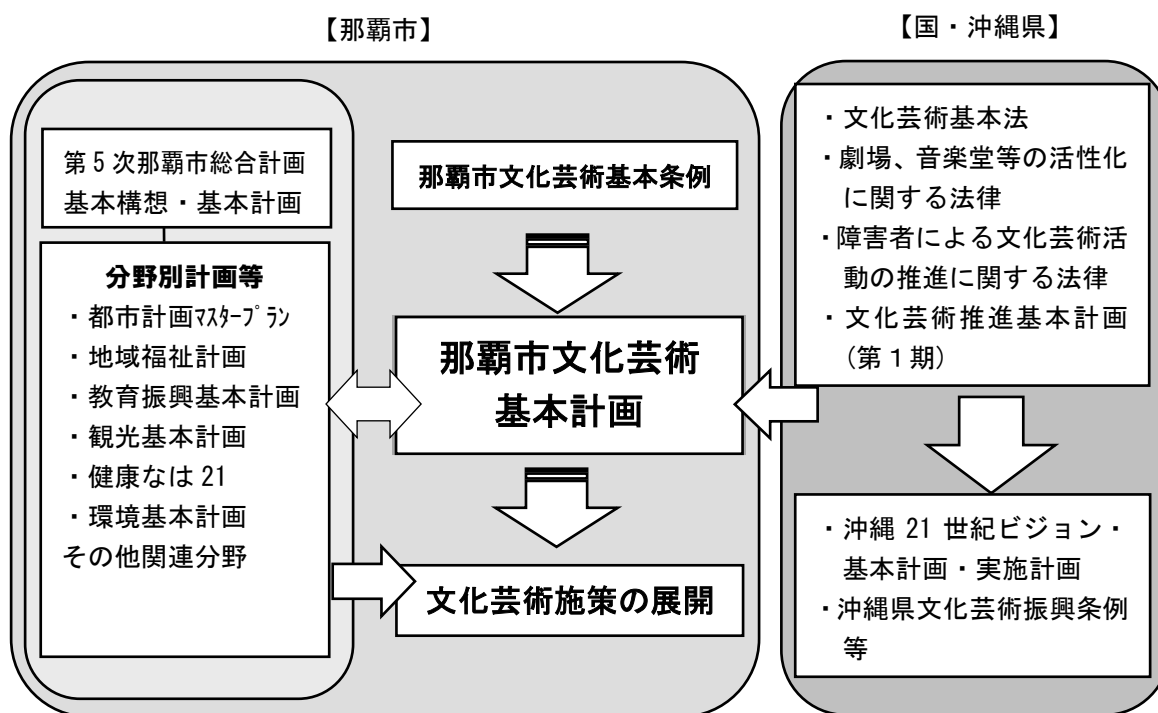
4 計画の目的と位置づけ

(1) 計画の目的

「那覇市文化芸術基本条例」(資料編P2 参照)の第2条において、文化芸術施策の推進に関する基本理念を定めています。本計画は、その基本理念を実現することを目的とします。本市の文化芸術施策を様々な主体の協働により総合的かつ計画的に実施します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「第5次那覇市総合計画(2018(平成30)年度～2027(令和9)年度)」を上位計画とし、「那覇市文化芸術基本条例」の第6条で規定する基本計画です。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、2020(令和2)年度から2029(令和11)年度までの10年間とし、5年経過後(令和7年度)に中間見直しを行います。

(4) 文化芸術の例示

文化芸術の範囲を以下に例示します。文化芸術は新たな創造活動により常に変化していくため、これらの枠にとらわれることなく、新たな分野についても注視しながら文化芸術に関する施策に取り組みます。



※ここでの例示は、文化芸術が幅広いことを示すためのもので、区分けするためのものではありません。文化芸術には、上記のほか様々な分野があります。